

平成27年12月議会
第3委員会報告資料

- 生活保護受給世帯に対する集落排水処理施設使用料の減免制度の廃止
について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1頁
- 青果部3市場跡地処分の検討状況について・・・・・・・・・・2頁

平成27年12月18日(金)

農 林 水 産 局

生活保護受給世帯に対する集落排水処理施設使用料の減免制度の廃止について

1 制度見直しの経緯

福岡市「行財政改革プラン」（平成25年6月策定）において、生活保護受給世帯に対する政策減免について、公共下水道使用料等が生活扶助費に含まれると解されることから、政策減免の見直しを行うことが位置付けられている。

このため、「公共下水道事業」の所管局である道路下水道局において下水道使用料の政策減免の廃止について検討が行われ、平成28年度中に制度を廃止することとなった。

農林水産局が所管する「集落排水事業」は、「公共下水道事業」と同様の事業目的であり、集落排水処理施設使用料も生活扶助に含まれていることから、道路下水道局と同様、平成28年度中に制度を廃止し、使用料の負担の適正化を図ることとするもの。

2 方針

- 生活保護受給世帯に対する集落排水処理施設使用料の減免制度を廃止する。
- 規則改正施行日は、平成28年6月1日とする。
- 減免を受けていた世帯に対する集落排水処理施設使用料の徴収については、使用料の算定基礎となる汚水の排出期間が規則改正施行日以後に始まるもの（平成28年度第3期）からとする。
(期は2ヶ月で1単位であるため、第3期の汚水の排出期間は6～7月分、あるいは7～8月分より徴収を開始することとなる。)

3 生活扶助の概要

生活保護の種類は、日常生活に必要な生活扶助、アパートなどの家賃である住宅扶助、医療サービスの費用である医療扶助などがある。

下水道使用料はこのうち、生活扶助に含まれており、同様に集落排水処理施設使用料も生活扶助に含まれている。
(保健福祉局が厚生労働省に確認)

【日常生活に必要な費用】

扶助の種類	支給内容
生活扶助	基準額は 1類 食費等の個人的費用 2類 光熱水費等 の世帯共通的费用

光熱水費等：生活保護基準算定の基礎となる全国消費実態調査の分類では、「光熱・水道」に分類され、「電気代・ガス代・他の光熱（灯油・石炭など）」と並び「上下水道料」とあり、この中の例示としては「上水道料 **下水道料**」と明示されている。

4 集落排水処理施設使用料減免の状況

- 減免開始年度 昭和60年度
- 減免内容 全額免除
- 平成26年度減免世帯数 23世帯
※参考 平成27年10月末現在の減免世帯数 17世帯
- 平成26年度減免額（決算額） 301,309円
(1世帯あたり月平均 税込 約1,100円の減免)

5 規則改正

福岡市集落排水処理施設条例施行規則（昭和60年福岡市規則第70号）

現行	改正後（案）
(使用料及び占用料の減免) 第24条 条例第25条の規定による使用料又は占用料の減免は、使用者又は占有者が次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。 (1) <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活扶助を受けているとき。</u> (2) 災害により納付の資力を失ったとき。 (3) その他市長が特に必要があると認めるとき。	(使用料及び占用料の減免) 第24条 条例第25条の規定による使用料又は占用料の減免は、使用者又は占有者が次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。 (1) 災害により納付の資力を失ったとき。 (2) その他市長が特に必要があると認めるとき。



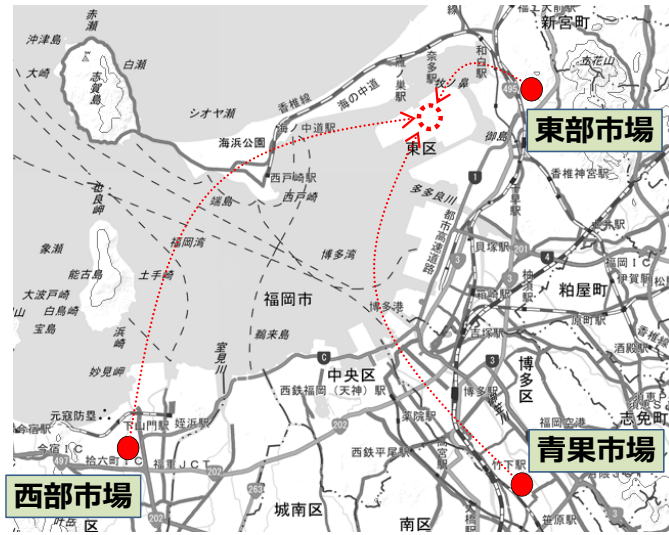
(削 除)

6 今後のスケジュール

27年 12月	28年 1月	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
		周知期間等										
委員会報告	規則改正					制度廃止			請求開始 A地区(6・7月分を9月に請求)			
										請求開始 B地区(7・8月分を10月に請求)		

青果部3市場跡地処分の検討状況について

1 市場の概要及び基本的な方針について



青果市場

開設年月	S43.9
所在地	博多区那珂
敷地面積	88,310㎡
延べ面積	75,008㎡
用途地域	準工業地域
容積率/建ぺい率	200/60

敷地面積 81,654㎡

(駐車場) 敷地面積1,939㎡

(青果物流センター) 敷地面積4,717㎡

東部市場

敷地面積 22,327㎡

開設年月	S57.7
所在地	東区下原
敷地面積	22,327㎡
延べ面積	16,376㎡
用途地域	準工業地域
容積率/建ぺい率	200/60

西部市場

敷地面積(西側) 8,306㎡

敷地面積(東側) 23,184㎡

開設年月	S49.6
所在地	西区石丸
敷地面積	31,240㎡
延べ面積	18,989㎡
用途地域	準工業地域
容積率/建ぺい率	200/60

跡地処分の基本方針 (H22.1)

[跡地処分の方向性]

- 3市場分割での処分
- 新市場用地の財源として売却が基本
- 公共公益施設を優先

[検討を進めるにあたっての視点]

- 福岡市のまちづくりに寄与する土地利用の誘導
- 周辺的生活環境への配慮
- 交通環境への配慮
- 適正な価格による確実な処分

2 青果市場跡地の検討状況

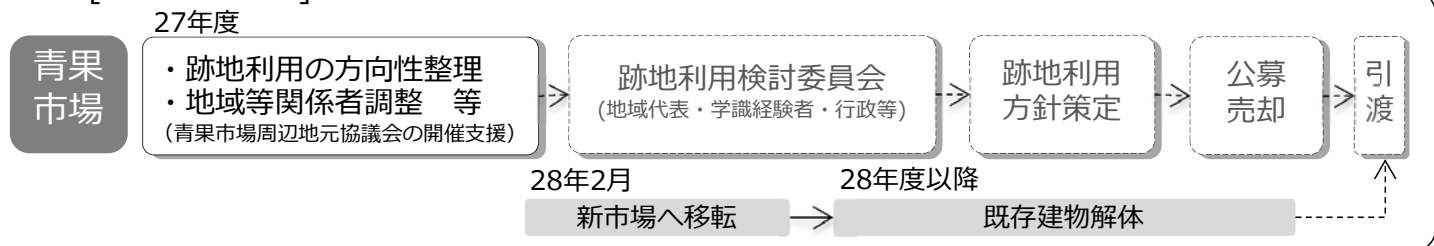
[市による検討状況]

現在、28年度以降早期に地域の代表や学識経験者等も入った「跡地利用検討委員会」を開催できるよう、関係部局と連携しながら、跡地利用の方向性の検討や課題の整理を進めるとともに、地元まちづくり協議会の取組みを支援しているところである。

[地元の検討状況]

平成27年10月1日に跡地周辺的那珂校区・弥生校区・宮竹校区の各自治協議会及び五十川農事組合が4者合同で「青果市場跡地まちづくり協議会」を設置した。協議会では、現在、地域住民を対象として跡地利用に関するアンケートを実施しており、今後、アンケート結果を基に地域意見をとりまとめ、市に提案を行うこととしている。

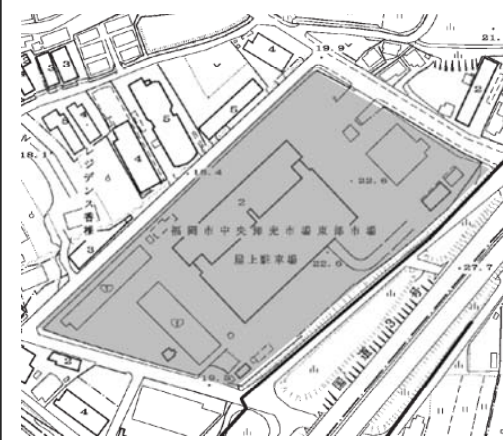
[スケジュール]



3 東部・西部市場跡地の検討状況

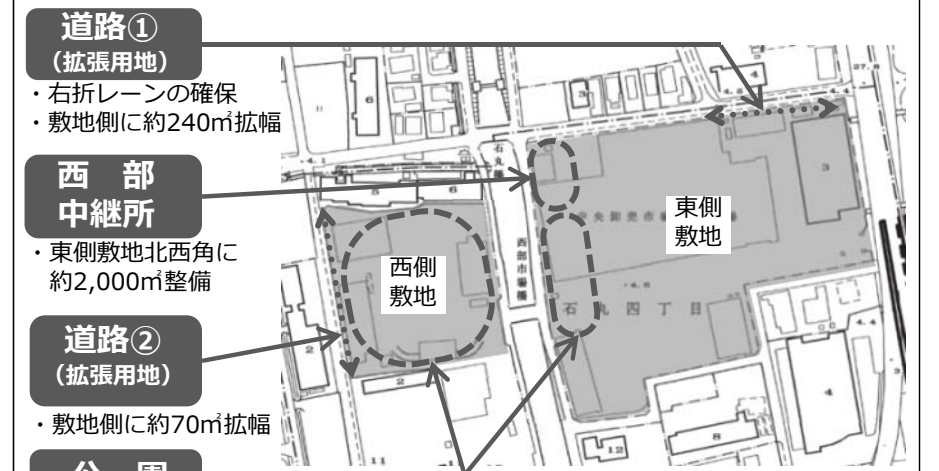
- 東部市場跡地については全ての部分、西部市場跡地については、公園・道路拡幅・西部中継所以外の部分を28年度早期に公募開始する方向で、現在、地域の意見等も踏まえながら、公募条件等の検討を進めている。
- 公募・売却にあたっては、競争性の確保に配慮しつつ、民間事業者のノウハウやアイデアを生しながら、地域の利便性向上や周辺環境へ配慮した跡地利用を実現するため、公募条件を設定した上で、事業者から提案を募集し、提案内容の質と価格の両面から総合的に評価して事業者を選定する総合評価方式で検討を進めている。
- なお、公募要綱や提案内容の評価及び審査、事業者の選定にあたっては、選定過程の透明性を確保するため、外部有識者も含めた評価委員会の設置を検討している。

[東部市場跡地]



公募予定面積 約2.2ha

[西部市場跡地]

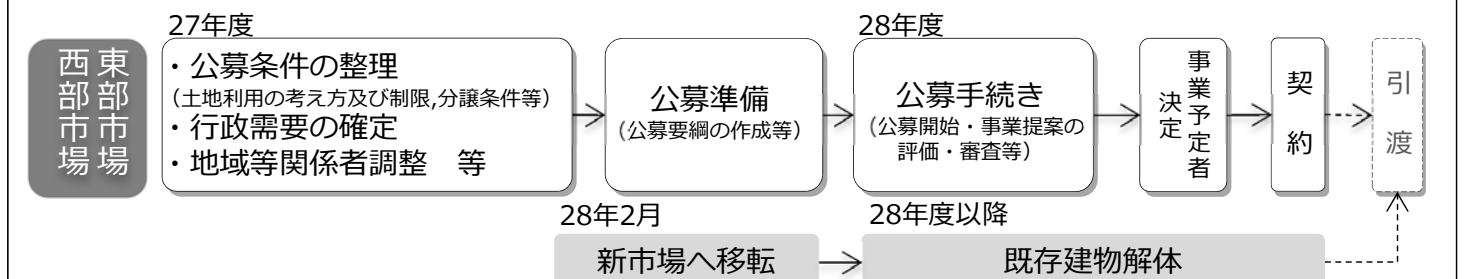


公募予定面積 約1.9ha

[主な公募条件案]

- ① 提案の考え方
 - ・ 都市計画マスタープランなどの上位計画や跡地処分の基本方針等、市の基本的な考え方を示した上で、地域貢献や周辺環境への配慮等を踏まえた事業計画の提案を求める
- ② 分譲条件等
 - ・ 大規模集客施設の立地制限
 - ・ 主たる土地利用が住宅以外の機能であること
 - ・ 公募対象地每一括での売却
 - ・ 土地利用の順守すべき期間 等
- ③ その他条件
 - ・ 周辺の住宅や学校、交通など環境への配慮
 - ・ 風俗施設等の建築物用途の制限
 - ・ 地区計画導入の協議 等

[スケジュール]



※市で解体を行う場合は解体後引渡し